

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	総務省
-------	-----

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	市場化テストの適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人統計センター	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする事業	—	—	大規模周期調査の符号格付業務について、公共サービス改革法の適用も視野に検討	—	-	・非特定独立行政法人への移行について検討する。 ・民間開放等の外部リソースの積極的活用、業務プロセスの見直し（業務の集約、意思決定の簡素化）等による組織のスリム化、職員の重点配置を図る。

整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「市場化テストの活用」、「他法人への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		独立行政法人統計センター		府省名	総務省	
沿革		昭和22年 総理府 統計局製表部 （内部部局） →昭和24年 総理府 統計局製表部 （内部部局） →昭和59年 総務庁 統計センター （施設等機関） →平成13年 総務省 統計センター （施設等機関） →平成15年4月 独立行政法人 統計センター				
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）	
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
		4 人	3 人	1 人	910 人	
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	10,144	9,466	9,067	9,687	
	特別会計	0	0	0	0	
	計	10,144	9,466	9,067	9,687	
	うち運営費交付金	10,144	9,466	9,067	9,687	
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		10,150	9,939	10,255	10,495	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）（単位：百万円）		平成17年度	平成18年度			
			551	603		
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度			
			1,460	1,521		
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
		10,582	10,561	11,112	10,852	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		・事務・事業の合理化により常勤職員を5年間で6％以上純減 ・事務・システムの刷新（最適化計画）により、業務費用を年間4億円削減（ ） 独立行政法人最適化計画の対象時点（平成18年10月1日）から5年後の見込み効果				
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		1 業務運営の高度化・効率化に関する事項 ○ 業務運営については、中期目標「情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、業務運営の高度化、効率化を推進する」に基づき、研究・開発等を進め、 ・ 小売物価統計調査の実査のIT化に対応した新たな製表システムを開発し、業務量を2割以上削減 ・ 平成16年事業所・企業統計調査に当たり、AI技術を活用した産業分類自動格付システムを開発し、産業分類関係の業務量を約5割削減等の高度化・効率化を実現。				

- 業務経費 については、中期目標「業務経費について、新規追加、拡充部分を除き、期初年度に対する期末年度の割合を97%以下とする」に基づき、各種の効率化等の取組により、平成18年度現在で既に目標を大きく上回る削減を行っており、平成19年度末においては確実に目標を達成する見込み。

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
業務経費	1124.3	1098.9	1086.8	1053.3
指数 (平成15年度=100)	100	97.7	96.7	93.7

運営費交付金の総額から、退職手当を含む人件費及び周期統計調査に係る経費を除いたもの

- 人件費については、中期目標「平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員の定員の純減目標に準じた人員の削減の取組を行うこととし、今中期目標期間中である平成18年度及び平成19年度の2年間に於いても、このための着実な取組を行う。また、併せて給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める」に基づき、総人件費改革への取組を着実に進め、平成15年度期首に対し、平成18年度末現在で常勤職員数52名の純減(▲5.5%)を実現し、平成19年度末には目標を確実に達成する見込み。

(単位：人)

	平成15年度 期首	各事業年度末					中期目標期間 計
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (見込)	
常勤職員数	953	937	925	909	901	890	-
削減数	-	16	12	16	8	11	63

- 業務・システムの最適化への取組については、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえて設定した中期目標に基づき、平成18年度に主要な業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、業務・システムの最適化の見直し方針を策定。(平成19年度中に最適化計画を策定予定)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

- 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(13の指定統計調査)については、結果の精度確保等について必要な措置を講じつつ、製表業務の効率化を図りながら実施し、総務省独立行政法人評価委員会より以下の評価を受けている。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
AA (目標を100%を超えて達成)	2	3	2	3
A (目標をほぼ100%達成)	5	6	7	6
B (目標の80%程度以上を達成)	4	1	-	-

- 上記のほか、現在までに、各府省等から委託を受けて33調査（延べ約130件）、地方公共団体から5調査（延べ約250件）の製表を実施し、総務省独立行政法人評価委員会より以下の評価を受けている。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受託調査の総評	A	A	A	A

- 統計技術の研究については、産業分類や生活行動分類の自動格付技術の研究等を推進し、これを製表に適用することで業務の効率化を達成するなど、成果をあげている。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		-			
	所在地		-			
	職員数		-			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		-			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	-			
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	-			

第1 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行（情報発信・展示・普及・助言等型）
事務・事業名		国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする事業
事務・事業の概要		・国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表 ・国の行政機関又は地方公共団体からの委託を受けて行う統計調査の製表 ・統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理 ・上記の業務に必要な技術の研究 等
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	97億円 （6億円）
	支出予算額 （対19年度当初予算増減額）	105億円 （2億円）
事務・事業に係る定員（19年度）		8 9 3 名（平成19年度末の常勤役職員数の予定）
	民間主体による実施状況 （同種の事業を行う民間主体の存在、人員等）	国勢調査その他国勢の基本となる統計調査、各府省で実施する大規模調査と同規模の製表を実施している民間の主体は存在していない。 （民間事業者に対して実施したヒアリング結果によれば、製表を専任で行う社員の体制は数十名以下）
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	統計センターは、分散型統計機構（各府省の所掌事務に必要な統計を各府省それぞれで作成する仕組み）を成す我が国の統計制度において、中央統計機関である総務省が政府横断的に実施する国勢調査、消費者物価指数、完全失業率、家計消費支出等の国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実な作成が必要な我が国の基幹的重要統計について、一連の統計作成・提供事務のうち統計作成の実施工程に当たる製表業務を、集計企画、調達、品質管理等の従来国で実施している業務を含め、総務省から包括的に分離・独立させた機関である。このため、我が国の基幹的重要統計については、独立行政法人制度創設を機に製表機能が独立行政法人へ移行し、その統計作成は、総務省と独立行政法人統計センターの業務が一体となって完結する仕組みとなっている。 統計センターの事務・事業を廃止した場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な我が国の基幹的重要統計の作成を実施することができず、国の行財政運営、国民・企業の社会経済活動に多大な支障を及ぼし、また、国際的な信頼を失墜することとなるため不適当である。
	事務・事業の位置づけ （主要な事務・事業との関連）	主要業務
	事業開始からの継続年数	60年（昭和22年に総理庁統計局製表部を設置して以降、我が国の中央製表機関として、国勢調査を始めとする国の基幹的重要統計の製表業務を任務・所掌として担当）

これまでの見直し内容

- (1) 第二次臨時行政調査会の答申を受けて、昭和59年7月、総理府統計局及び行政管理庁行政管理局統計主幹を総務庁統計局に統合再編するとともに、総理府統計局製表部と総理府統計研修所を総務庁の施設等機関として統合再編し、統計センターに改組。
 - (2) 平成13年1月、中央省庁再編に伴い総務省の施設等機関に改組。
 - (3) 平成15年4月、製表業務のより効率的かつ効果的な業務運営を目的として、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月28日閣議決定）に基づき、統計センター（統計研修所を除く。）を独立行政法人制度の適用下に置き、製表に係る集計企画、調達、品質管理等の従来国で実施している業務を含め、製表業務を包括的に総務省から独立行政法人に分離・独立させ、国の職員を独立行政法人へ953人移行。
 - (4) 平成19年度が第1期中期目標期間の最終年度に当たり、本年の見直しが最初の組織・業務全般の見直しに該当。
- なお、国勢調査をはじめとする国の重要統計は、国の基本的な政策運営、個別の行政施策の企画立案、更に最近では政策効果についての事前・事後の評価の基礎情報として必要であり、製表業務を含め、社会経済情勢の変化、国連・OECD等の国際的な取組に応じて統計作成方法等を随時見直し。

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

	国の重点施策との整合性	統計センターが製表を行う統計調査は、我が国の基幹的重要統計を作成することを目的として政府横断的に実施する統計調査で、そのほとんどが指定統計調査である。そのうち消費者物価指数、完全失業率、法定人口などは、行政施策や政策立案はもとより、金融市場や経済活動に大きな影響を及ぼしており、また、国勢調査、事業所・企業統計調査などは、各府省で作成する多くの統計の基盤となる母集団情報として用いられるなど、我が国の政府統計体系上重要な位置を占める。 さらに、我が国の統計制度については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を目指し、現行統計法等の全面改正（新統計法（平成19年法律第53号））など、統計の質的向上と国民サービスの向上に向けた抜本的な改革に取り組んでいるところであり、経済センサス、サービス産業統計などの産業構造に適応した政府統計体系の整備、新統計法に基づく統計データの二次的利用等において、統計センターの果たすべき役割は極めて大きい。																																													
	受益と負担との関係 （受益者・負担者の関係、両者の関係）	統計センターが行っている製表業務は、行政機関が実施する統計作成に係る一連の事務の一部を構成するもので、行政機関を対象として提供。したがって、受益者及び負担者はいずれも行政機関。																																													
	財政支出への依存度 （国費／事業費）	国費97億円／事業費105億円																																													
	これまでの指摘に対応する措置	－ 平成19年度が第1期中期目標期間の最終年度																																													
	諸外国における公的主体による 実施状況	諸外国においては、国勢調査（人口センサス）を始め、消費者物価指数（C P I ）、失業率等の各国の基幹的重要統計の製表は、調査等を行う行政機関自らが実施。 <table><tr><td></td><td>アメリカ</td><td>イギリス</td><td>フランス</td><td>ドイツ</td><td>カナダ</td><td>オーストラリア</td><td colspan="2">日本</td></tr><tr><td>中央統計機関</td><td>センサス局</td><td>国家統計局</td><td>統計経済研究院</td><td>連邦統計局</td><td>統計局</td><td>統計局</td><td>統計局</td><td>独立行政法人 統計センター</td></tr><tr><td>作成主要統計</td><td>人口センサス 経済センサス ビジネスフレーム 等</td><td>人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等</td><td>人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等</td><td>人口センサス ビジネスフレーム C P I S N A 等</td><td>人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等</td><td>人口センサス 企業統計 C P I 失業率 S N A 等</td><td colspan="2">人口センサス 事業所・企業統計調査 C P I 失業率 等</td></tr><tr><td>人員体制（職員数）</td><td>6,394 人</td><td>3,721 人</td><td>6,452 人</td><td>2,824 人</td><td>6,152 人</td><td>3,115 人</td><td>478 人</td><td>910 人</td></tr></table> 中央統計機関で作成する統計の範囲、規模、方法等は国によって異なるため、人員体制（職員数）については、単純に比較することはできない。 出典：統計制度改革検討委員会資料、総務省調べ。											アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア	日本		中央統計機関	センサス局	国家統計局	統計経済研究院	連邦統計局	統計局	統計局	統計局	独立行政法人 統計センター	作成主要統計	人口センサス 経済センサス ビジネスフレーム 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I S N A 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等	人口センサス 企業統計 C P I 失業率 S N A 等	人口センサス 事業所・企業統計調査 C P I 失業率 等		人員体制（職員数）	6,394 人	3,721 人	6,452 人	2,824 人	6,152 人	3,115 人	478 人	910 人
	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア	日本																																								
中央統計機関	センサス局	国家統計局	統計経済研究院	連邦統計局	統計局	統計局	統計局	独立行政法人 統計センター																																							
作成主要統計	人口センサス 経済センサス ビジネスフレーム 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I S N A 等	人口センサス ビジネスフレーム C P I 失業率 S N A 等	人口センサス 企業統計 C P I 失業率 S N A 等	人口センサス 事業所・企業統計調査 C P I 失業率 等																																								
人員体制（職員数）	6,394 人	3,721 人	6,452 人	2,824 人	6,152 人	3,115 人	478 人	910 人																																							
	財政支出に見合う効果 （効果が得られているか、その根拠）	平成15年の統計センター独立行政法人化により、総務省を大きくスリム化（953人を法人へ移行）し、その後も、I T の活用等により業務の効率化・合理化を実施しつつ（業務経費約6％削減、常勤職員6.6％純減）、統計の品質を維持・向上。統計公表の遅延・遅滞を生じることもなく、平成17年国勢調査等の製表についても順調に進捗。																																													
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	統計センターは、政府横断的に実施する国勢調査、消費者物価指数、完全失業率、家計消費支出等の国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実な作成が必要な我が国の基幹的重要統計の作成を担っており、その事務・事業の停止・廃止は、国の行財政運営、国民・企業の社会経済活動に多大な支障を及ぼし、国際的な信頼を失墜することにもなりかねない。また、経済センサス、サービス産業統計などの産業構造に適応した政府統計体系の整備、新統計法に基づく統計データの二次的利用等、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づく我が国の統計制度改革に統計センターの果たすべき役割は極めて大きく、統計センターの事務・事業は我が国の統計制度において必要不可欠。																																													

事務・事業の見直し案（具体的措置）	以下により、事務・事業の合理化及び職員純減を実現しつつ、専門性が不可欠な中核的業務への職員リソースを集中し、公的統計の課題解決に積極的に貢献しうる機能強化及び業務の再編成・高度化を実現する。 1 国として不可欠な統計作成の確実かつ効率的な実施 - 民間開放等による外部リソースの積極的活用 - ア データ入力業務に加え、大規模周期調査について調査票の受付整理業務の民間開放を実施。 - さらに、大規模周期調査の符号格付業務について順次民間開放を実施する方向で準備。 - イ 人材育成における外部研修の活用、コンピュータの運用業務等の民間委託の拡充。 - 業務プロセスの見直し - ＩＴの活用による生産性向上 2 新統計法の下での新たな業務ニーズへの対応 3 共通基盤の提供による政府統計全体の効率化等への貢献 4 業務システムの刷新
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	・事務・事業の合理化により常勤職員数を５年間で６％以上純減 ・業務・システムの刷新（最適化計画）により、業務費用を年間約４億円削減（ ） （ ）独立行政法人最適化計画の対象時点（平成18年10月1日）から５年後の見込み効果
理由	我が国の統計制度については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を目指し、現行統計法等の全面改正（新統計法（平成19年法律第53号））など、抜本的な改革が進められている。具体的には、公的統計について、 ・行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に体系的な整備 ・適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成 ・広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供 ・作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密の保護 を基本理念（新統計法第4条）とし、 ・経済社会の実態を的確に捉える統計の整備 ・調査票情報の二次的利用（オーダメード集計、匿名データの提供） ・ビジネスフレームの整備 等、統計の質的向上と国民サービスの向上に資する取組が推進されている。これらの理念及び取組については、行政運営の簡素・合理化を達成しつつ実現することが必要であり、その両立機能として、その実績を有した公的統計の専門機関である統計センターへの期待は極めて大きい。 これら統計制度改革への対応も、行政改革推進法等に基づく総人件費改革に取り組みつつ実現することが必要であり、このため、次により、業務の在り方を見直し、事務・事業の合理化及び職員純減を実現しつつ、専門性が不可欠な中核的業務への職員リソースの集中、業務の再編成・高度化を図ることが必要である。 1 国として不可欠な統計作成の確実かつ効率的な実施 「経済センサス」等の新たに実施の準備が進められている統計調査の製表など、統計制度改革において求められる新たな統計体系の整備に貢献するとともに、その他の国勢調査を始めとする国勢の基本に関する統計調査について、調査環境の変化、調査方法の変更、公表の早期化の要請に適切に対応し、品質の高い統計を引き続き作成することが必要である。 - これらを効率的・効果的に実施するため、以下により民間開放等による外部リソースの積極的活用、業務プロセスの見直し、ＩＴの活用等を行い、既存事務・事業の合理化及び職員純減を実現する。

民間開放等による外部リソースの積極的活用

ア 既に一般競争入札により民間委託を実施しているデータ入力業務に加え、大規模周期調査の調査票の受付整理業務の民間開放を実施する。さらに、一定の業務量と業務期間を有する国勢調査をはじめとする大規模周期調査の符号格付業務について、納品後の検査・検収、誤り訂正等に一定の期間及び課題の整理を要するものの、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）の適用も視野に、順次民間開放を実施する方向で準備する。

イ 人材育成における外部研修の活用、コンピュータの運用業務等の民間委託を拡充する。

業務プロセスの見直し

総務及び管理・企画業務を中心とした業務プロセス（業務内容及び業務体制）の見直しを行い、複数のラインで分散処理している業務の集約、意思決定の簡素化、内部組織の統廃合等により、能率的な業務運営に向けた業務・組織のスリム化を推進する。

ＩＴの活用による生産性向上

調査環境の変化に伴い審査に係る業務量が増加傾向にある中、統計の品質の維持・向上を実現していくため、過去の審査実績等を基にした審査事項の定型化とコンピュータによる機械審査を進め、機械審査になじむ業務については自動化を推進するとともに、

- ・過去の結果及び関連する統計から得られる予測値の効率的な作成
- ・異常な結果数値の要因となっている個別データの自動的な検出

等、審査において職員が行う分析や検証の効率性を高める審査支援システムの整備等により、ＩＴを活用した業務の効率化・高度化を図り、業務の生産性の向上を図る。

２ 新統計法の下での新たな業務ニーズへの対応

統計の専門性が要求される新統計法（平成19年法律第53号）第34条の委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）、第36条の匿名データの提供について、第37条に基づき国の行政機関に対して業務サービスを、国民・企業等に対して行政サービスをそれぞれ提供する。

提供に当たっては、適正な受益者負担を求める観点から、同法第38条に基づき徴収する手数料を当該事業の経費に充てる。

３ 共通基盤の提供による政府統計全体の効率化等への貢献

統計制度改革及び歳出・歳入一体改革の一環として政府が進める「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、新統計法第27条に基づく事業所母集団データベースを含め、各府省で区々に整備していた統計関係システムを集約化した『政府統計共同利用システム』の運営管理を行い、正確かつ効率的な統計の作成及び行政運営の簡素化・合理化に寄与するとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減し、共通化されたオンライン調査のサービス、政府統計のワンストップサービスを政府統計の調査対象者、統計利用者に対して提供する。

なお、システムの運営に要する経費は各府省からの利用料金によりまかなう。また、各府省が共同で利用するシステムの機能は、地方公共団体等にも開放し、適正な受益者負担を求める観点から利用料金を徴収し、システムの運営に要する経費に充て、国の財政支出の軽減を図る。

４ 業務・システムの刷新

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、メインフレームからオープンシステムへの移行、汎用ソフトウェアの導入等の業務・システムの刷新による経費の合理化、業務の簡素化を推進する。

(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		不可
	可	事業性の有無とその理由	—
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	—
		民営化に向けた措置	—
		民営化の時期	—
	否	民営化しない理由	政府内に統計センターを代替できる機能は存在せず、また、国勢調査や消費者物価指数などの大規模な製表サービスやこれに必要な専門的知見・能力について供給可能な市場は成立していない中、統計センターを民営化した場合、これまで総務大臣の判断と指示により実施してきた政府の重要統計の作成について、その実施の可否を法人の独自判断に委ねることとなり、結果、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な重要統計の作成が担保されず、国の行財政運営、国民・企業の社会経済活動に多大な支障を及ぼすこととなるため、民営化は不適当。 また、総務省が所掌する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査は、地方公共団体が法定受託事務としてその実査機能を担っており、統計センターにおける製表業務は、地方公共団体とも密接に連携して行うことが求められる。統計センターを民営化した場合、統計センター法第12条の規定に基づく地方公共団体との協力関係が法的に維持されず、作成する統計の品質（精度）にも大きな影響を与えうる。同様に、統計センター法第11条で規定する緊急の必要がある場合の統計作成について、総務大臣が行使しうる法的な権限がなくなり、天災の発生、経済事情の急激な変動等が生じた際に、公共上の見地から確実な実施が必要となる統計作成が担保されない。このため、統計センターを民営化した場合の公共上の損失は大きく、民営化は不適当。
(3) 官民競争入札 等の積極的活用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略、f検査検定、g徴収、⑨その他
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	一般競争入札による調査票の受付・整理、データ入力のほか、「公共サービス改革基本方針」に基づき大規模周期調査の符号格付業務について、公共サービス改革法の適用も視野に検討
		可	入札種別（官民競争／民間競争）
			民間競争入札
			入札実施予定時期
			平成20年度以降、個々の調査の実施時期に併せて順次入札
			事業開始予定時期
			平成21年度以降、個々の調査の実施時期に併せて順次実施予定
			契約期間
			平成21年度以降、個々の調査の事業の規模に応じて契約
	否	導入しない理由	—

(4)
他の法人への
移管・一体的
実施

対象となる事務・事業の内容			
移 管	移管の可否		不可
	可	移管先	—
		内容	—
		理由	—
	否	移管しない理由	統計センターと同種・類似の事務・事業を行い、また、統計作成に係る専門的知識・ノウハウを備えた一定規模以上の専門職員を擁する法人は存在しておらず、移管した場合は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な我が国の基幹的重要統計の作成が担保されず、国の行財政運営、国民・企業の社会経済活動に多大な支障を及ぼすこととなるため不適當。
一 体 的 実 施	一体的実施の可否		不可
	可	一体的に実施する法人等	—
		内容	—
		理由	—
	否	一体的実施を行わない理由	統計センターと同種・類似の事務・事業を行い、又は業務上強い関連性を有した業務を実施している法人は存在しておらず、事務・事業を一体的に実施しえない。また、事務・事業の遂行のためには、統計作成に係る専門的知識・ノウハウを備えた専門職員を確保し、適時・適切に配置する必要があるものの、他の関連性のない事務・事業と兼務させた場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な我が国の基幹的重要統計の作成が担保されず、国の行財政運営、国民・企業の社会経済活動に多大な支障を及ぼすこととなるため不適當。

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	非特定独立行政法人への移行について検討する。
	理由	次に掲げる課題を念頭に置きつつ、統計センターの非特定独立行政法人への移行について検討する。 公平性・中立性の確保 各国の統計機関及びその職員については、政治的行為の制限、私企業からの隔離など、高い公平性と厳格な中立性の確保が求められ、特に、統計センターでは、消費者物価指数、完全失業率、家計消費支出等の我が国の金融市場や経済活動に直接影響を与え、又はその動向を左右する政策判断の基礎となる我が国の主要経済統計を扱うことから、職員における公平性・中立性の確保は、他の一般統計に増して強く要請され、そのあり方如何によっては、我が国の重要統計又は市場に対する国際的な信用問題にもつながるリスクを有している。 業務停滞の防止 消費者物価指数、完全失業率、家計消費支出等の主要経済統計については、市場に与える影響の大きさゆえに、極めて高い適時性が求められ、業務の停滞は許されない。このため、統計作成に関する争議行為の防止など、非特定独立行政法人への移行によって消滅する業務停滞防止の制度的担保について、その踏襲又は業務停滞を回避する措置を講ずることが必要である。 人材育成・円滑な人事交流 統計センターが行う製表業務は、総務省設置法第4条第85号に係る一連の統計作成・提供事務の一部を担うものであり、総務省が行う事務と統計センターが行う業務は、双方が一体となって完結するものとなっている。したがって、組織や担う役割は異なるものの、総務省と統計センターは、双方で分担する統計作成の目的は同一であり、このため、それぞれの組織・業務に従事する職員は、作成する統計の目的意識や理念を共有し、互いの事務及び必要な専門的な知識・技術等についての相互理解が事務運営上不可欠であり、加えて統計専門職員を育成する中長期的な見地から、両組織間の人事異動・人事交流を円滑かつ弾力的に行うことが求められる。これらは、総務省が担う統計の重要性及び業務の特性にかんがみ、総理府統計局製表部以降、統計センターの組織形態が歴史的に見直されてきた中においても一貫して維持・配慮されてきたものであり、また、上記及びの課題への対応の上でも統計の目的意識や理念の共有が重要であることから、今後とも業務の円滑かつ確実な実施、統計行政を支える専門的な人材の確保と育成の面で支障が生じないようにすることが必要である。 守秘義務等 統計調査の実施を始めとする統計関連業務は、国民・企業からの信頼とそれを前提とした国民・企業の協力によって成り立っており、一連の統計作成・提供事務の一部を担い、個々の国民の個人情報や個別の企業秘密を含む調査票や調査関係書類、市場に影響を与える重要統計の公表前情報及び各種行政情報を多く取り扱う統計センター職員は、その業務の遂行に関し守秘義務等を制度的に課す等、国民・企業からの信頼が低下しないようにすることが必要である。
	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	民間開放等の外部リソースの積極的活用、業務プロセスの見直し(業務の集約、意思決定の簡素化)等により、組織のスリム化、職員配置の重点化を図る。
(6) 組織面の見直し	理由	我が国の統計制度については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」等に基づき、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を目指し、現行統計法等の全面改正(新統計法(平成19年法律第53号))など、統計の質的向上と国民サービスの向上に資する取組が推進されている。 これら統計制度改革への対応も、行政改革推進法等に基づく総人件費改革に取り組みつつ実現することが必要である。

2. 運用の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		役職員の給与等の水準については、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）等に基づき、ホームページへの掲載等により情報を公開。 人件費については、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 3 0 条第 5 項、第 3 1 条第 1 項及び第 3 8 条第 4 項の規定に基づき、中期計画予算、年度計画予算、財務諸表及び決算報告書を一般の閲覧に供しているほか、ホームページ等への掲載等により情報を公開。																	
	一般管 理費、業 務費等	現状	業務経費 については、中期目標「業務経費について、新規追加、拡充部分を除き、期初年度（平成15年度）に対する期末年度の割合を97％以下とする」に基づき、各種の効率化等の取組により、平成18年度現在で既に目標を大きく上回る削減を行っており、平成19年度末においては確実に目標を達成する見込み。																	
		効率化目標の設定の 内容・設定時期	(単位：百万円) <table><tr><td></td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>1124.3</td><td>1098.9</td><td>1086.8</td><td>1053.3</td></tr><tr><td>指数 (平成15年度=100)</td><td>100</td><td>97.7</td><td>96.7</td><td>93.7</td></tr></table> 運営費交付金の総額から退職手当を含む人件費及び周期調査に係る経費を除いたもの					平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	業務経費	1124.3	1098.9	1086.8	1053.3	指数 (平成15年度=100)	100	97.7	96.7
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度															
	業務経費	1124.3	1098.9	1086.8	1053.3															
指数 (平成15年度=100)	100	97.7	96.7	93.7																
民間委託による経費節減の取組内容		国勢調査等のOCRによる調査票入力業務及びホストコンピュータの運用管理業務については、全面的に民間委託を行い、経費節減を図っているところである。																		
情報通信技術による業務運営の効率化の状況		業務運営については、中期目標「情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、業務運営の高度化、効率化を推進する」に基づき、研究・開発等を進め、 ・小売物価統計調査の実査のIT化に対応した新たな製表システムを開発し、業務量を2割以上削減 ・平成16年事業所・企業統計調査に当たり、AI技術を活用した産業分類自動格付システムを開発し、産業分類関係の業務量を約5割削減等の高度化・効率化を実現																		
(2) 独立行政法人の資金	情報公開の現状		随意契約の内容について、平成17年度から契約相手方、契約金額、随意契約理由等をホームページにおいて公表																	
	見直しの方向		引き続き、契約等の情報の開示について徹底を図る。																	
	関連法人	名称	—	—	—	合計														
		契約額	—	—	—	—														
		うち随意契約額（％）	—	—	—	—														
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	—	—	—	—														

の 流れ等 に 関 する 情 報 公 開	関 連 法 人 以 外 の 契 約 先	名称	日本IBM	三菱スペースソフトウェア	その他（内訳別紙）	合計	
		契約額	769百万円	191百万円	751百万円	1,711百万円	
		うち随意契約額（％）	759百万円（99％）	2百万円（1％）	102百万円（14％）	863百万円（50％）	
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	0名	0名	0名	0名	
(3) 随意契約 の見直し	随意契約については、一般競争入札の比率を高める見直しを進めてきており、「公共調達の適正化」（平成18年8月25日財計第2017号）等を踏まえ、平成18年度においては、企画競争又は公募によらない随意契約の割合を平成17年度と比べ、契約締結の件数ベースで9.1%削減、年間支出金額ベースで約3.7%削減するなど、その縮減に向けた取組を実施。また、随意契約の内容についても、平成17年度から契約相手方、契約金額、随意契約理由等をホームページにおいて公表し（平成18年度以降は「公共調達の適正化」に基づき同様の内容を公表）、契約の適切性や透明性の確保に努めている。						
	単位：件・百万円						
		17年度		18年度		対前期比（増 減）	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	一般競争入札	38 (49.4%)	845 (45.8%)	33 (50.8%)	782 (45.7%)	5 (1.4%)	63 (0.1%)
	企画競争・公募	0	0	5 (7.7%)	65 (3.8%)	5 (7.7%)	65 (3.8%)
	随意契約	39 (50.6%)	1,000 (54.2%)	27 (41.5%)	863 (50.5%)	12 (9.1%)	137 (3.7%)
	合 計	77 (100.0%)	1,845 (100.0%)	65 (100.0%)	1,711 (100.0%)	-	-
	注1：本表は、統計センターの内部規程（政令に準拠）により、原則、一般競争入札とされている契約金額が250万円を超える工事又は製造、160万円を超える財産の買い入れ、80万円を超える賃借料、その他の契約で100万円を超える契約を対象。						
	注2：金額は、年間支出金額。						
	今後は、業務・システムの刷新の取組を中心として、徹底した随意契約の見直しを実施する。						
	具体的には、平成18年度随意契約案件（27件）において、霞ヶ関WANの接続サービス契約案件（1件）以外の全ての契約案件を廃止又は競争入札（一般競争入札、企画競争・公募）とすることにより、随意契約の大幅な圧縮を図る。						
(4) 保有資産 の見直し	実物資産の現状と売却の考え方		資産を保有していない。				
	金融資産の現状と効率的運用の考え方						

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	・毎年実施する経常調査については、中期目標において、業務経費の定量的な削減目標（5年で3%以上の削減）を設定。 ・5年周期で実施する大規模周期調査の定量的な目標設定については、前回集計からスケジュールや基本数が大幅に変更になることに加え、年度をまたがって集計を行っているという問題があり、スケジュールや基本数が確定し実際の業務を行った後に行う事後評価において、これら確定した内容に基づき前回ベースでの作業の要員投入量を逆算し、当該結果と今回の要員投入量との比較により定量的な評価を実施。
	今後の取組方針	・毎年度実施する経常調査については、引き続き定量的な目標の設定を行うことで効率化に取り組む。 ・大規模周期調査については、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ、可能な限り定量的な指標の設定に向けて検討を進め、定量的な目標の達成状況による評価が可能になるよう努力。
(2) 国民による 意見の活用	現状	・総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会において各分野から選出した11名の委員・専門委員の評価を受けており、その意見を事業運営に反映。 ・どのような統計表を作成するかなどの統計サービスの内容については、統計審議会に諮問するほか、調査規則（政省令）を定める際に総務省統計局等の統計作成機関においてパブリックコメントを実施しており、当該意見を踏まえた製表を実施。
	今後の取組方針	従来の行政機関のニーズに応じた統計作成に加え、新統計法に基づく統計データの二次的利用等の取組を通じ、国民のニーズに応じた統計作成、要望把握等を新たに実施。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	組織内に研修専門の組織を設置し、採用時、採用1年後、係長昇進時、課長代理昇進時等において、法令遵守や倫理の確立に向けて職員研修を実施。また、統計については情報セキュリティが非常に重要であり、その内部統制体制を構築するためISMS 認証取得（JISQ27001）に向けて取組を進めているところ。 Information Security Management System
	今後の取組方針	引き続き、研修等により職員の意識を高めるとともに、ISMS認証を取得し、当該マネジメントシステムを的確に運用することにより情報セキュリティに関する内部統制を実施。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	製表業務の事務区分別の稼働実績を記録する工程管理システムと財務会計システムのデータ連携を図り、事務区分別の費用等算出のための基礎資料を収集。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	現状ではプロジェクトごとの収支管理を実施していない。
	今後の取組方針	主に5年の周期で実施される大規模周期統計調査の製表業務の実績が19年度に得られるため、当該実績等を基に、今後、経年比較等により、主要な事務区分ごとに分析を行い、業務運営の一層の効率化、財務会計情報の充実を図る。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容		財源	金額
	共同研究資金		—	—
	利用料		—	—
	寄付金		—	—
	知的財産権		—	—
	その他		受託製表による収入	24,960千円
	計			24,960千円
	見直し案		・統計の専門性が要求される新統計法（平成19年法律第53号）第34条の委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）、第36条の匿名データの提供について、第37条に基づき国の行政機関に対して業務サービスを、国民・企業等に対して行政サービスをそれぞれ提供する予定であるが、提供に当たっては、適正な受益者負担を求める観点から、同法第38条に基づき手数料を徴収し、当該事業の経費に充てる。 ・「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき運用管理を行う政府統計共同利用システムについては、システムの運営に要する経費を各府省からの利用料金でまかなうとともに、システムの機能を地方公共団体等にも開放し、適正な受益者負担を求める観点から、利用料金を徴収し、システムの運営に要する経費に充てる。	
(6) 情報公開の取組状況		最近改善した例	随意契約の情報については、平成17年度から、契約相手方、契約金額、随意契約理由等をホームページにおいて公表し（平成18年度以降は「公共調達適正化」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき同様の内容を公表）、積極的な情報公開を実施。	
		今後改善を予定している点	引き続き、ホームページ等において調達情報を公開。	
その他				

単位:百万円

名称	契約額	うち随意契約額 (%)
NECリース(株)	98	2 (2%)
(株)ムサシ	27	0 (0%)
(株)浄美社	21	0 (0%)
テイケイ(株)	38	9 (24%)
(株)ミヤギ	7	0 (0%)
大新東(株)	5	0 (0%)
SAS Institute Japan(株)	15	15 (100%)
(株)NTTデータシステムズ	7	7 (100%)
東京ビル整美(株)	41	0 (0%)
いわき大王製紙(株)	1	0 (0%)
東京四社営業委員会	2	2 (100%)
東京都個人タクシー協同組合	1	1 (100%)
(財)日本統計協会	13	0 (0%)
(社)行政情報システム研究所	14	14 (100%)
富士ゼロックス(株)	5	5 (100%)
(株)飯島	4	0 (0%)
(株)ワークスソリューションズ	15	0 (0%)
(株)徳河	17	0 (0%)
コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)	10	10 (100%)
(株)オカモトヤ	11	5 (46%)
(財)日本ガン知識普及協会	4	0 (0%)
(株)ピーエスピー	1	1 (100%)
リコーリース(株)	5	0 (0%)
三井リース事業(株)	155	0 (0%)
立川ハウス工業(株)	5	0 (0%)
セコムトラストネット(株)	14	0 (0%)
(株)ビルボード	5	5 (100%)
文祥堂商事(株)	3	0 (0%)
(株)アイ・アイ・エム	2	2 (100%)
あずさ監査法人	7	7 (100%)
兼松エレクトロニクス(株)	4	3 (75%)
(株)アイ・ティ・フロンティア	1	1 (100%)
(株)ワンピシアーカイブズ	2	2 (100%)
(株)パソナテック	2	0 (0%)
(株)スタッフサービスソリューション	5	0 (0%)
アデコ(株)	7	0 (0%)
アイ・ビー・エムビジネスコンサルティングサービス(株)	40	0 (0%)
(株)ワークスアプリケーションズ	9	9 (100%)
(株)リコー	21	0 (0%)
三洋電機(株)	83	0 (0%)
(株)ロイヤルホテル	3	3 (100%)
(株)ビッグアビリティ	12	0 (0%)
(株)野村総合研究所	13	0 (0%)

(注)各法人ごとの計数をそれぞれ四捨五入によっているため、合計が一致しない

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

法人名	独立行政法人統計センター		府省名	総務省	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする事業			
事務・事業の内容		・国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表 ・国の行政機関又は地方公共団体からの委託を受けて行う統計調査の製表 ・統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理 ・上記の業務に必要な技術の研究 等			
国からの財政支出額		97億円	支出予算額		105億円
対19年度当初予算増減額		6億円	対19年度当初予算増減額		2億円
官民競争入札等 ()	検討	一般競争入札による調査票の受付・整理、データ入力のほか、「公共サービス改革基本方針」に基づき大規模周期調査の符号格付業務について、公共サービス改革法の適用も視野に検討。			
	理由	一定の業務量と業務期間を有する大規模周期調査の符号格付業務について、納品後の検査・検収、誤り訂正、事前に指定困難な記入内容に係る民間事業者と統計センターとの連携などにより、精度(品質)を維持しつつ、コスト削減が期待されうることから、民間事業者の受託可能性を考慮しつつ、民間開放を実施する方向で準備を進めることとしている。			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	統計センターの業務は、国の行政機関又は地方公共団体に対して行うものであり、特定の個人・企業に対して行うものでない。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	-			
	運営コスト (内訳、総計)	-			
	受益者負担金 - 運営コスト	-			
	見直し案	-			
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	無			
	内容	-			
	理由	-			

法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	無
	一体的実施の可否	一の事業所で事務事業を行っており、既に一体的に実施。
	内容	国勢調査等の各種統計の製表について、調査別、地域別収集された調査票を一体的・集中的に処理する体制を構築。
	理由	・調査別、地域別収集された調査票について、統計の均一的な品質を確保するためには、製表業務の各事務工程で必要となる技術や方法の適用について、個々の調査ごとにいわば縦割りに対応するのではなく、一体的・集中的な処理体制の下、調査横断的に統一的・汎用的な事務処理方法を適用させることが効率的かつ効果的である。 ・統計調査の周期、規模等に基因する業務量の変動に対し、効率的な業務遂行を行うためには、一体的な体制及び綿密な製表スケジュールの下、組織内で機動的に人員を配置することが必要である。
事業効果 (事前、事後) ()	実施状況	・毎年実施する経常調査については、中期目標において、業務経費の定量的な削減目標（5年で3%以上の削減）を設定し実施（4年間で既に目標を上回る削減（▲6%）を行っており、中期目標期間終了時においては確実に目標を達成する見込み）。 ・5年周期で実施する大規模周期調査の定量的な目標設定については、前回集計からスケジュールや基本数が大幅に変更になることに加え、年度をまたがって集計を行っているという問題があり、スケジュールや基本数が確定し実際の業務を行った後に行う事後評価において、これら確定した内容に基づき前回ベースでの作業の要員投入量を逆算し、当該結果と今回の要員投入量との比較により定量的な評価を実施。
	見直し案	・毎年度実施する経常調査については、引き続き定量的な目標の設定を行うことで効率化に取り組む。 ・大規模周期調査については、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ、可能な限り定量的な指標の設定に向けて検討を進め、定量的な目標の達成状況による評価が可能になるよう努力。
	公表状況・公表方法	実際に業務に要した要員投入量等及び前回結果（経常調査について前年結果）と定量的に比較を行った結果を記載した事業報告書及びその評価を行った業務の実績に関する評価調書をホームページ等により公表。
	見直し案	引き続き、事業報告書、評価調書等をホームページ等により公表するなど、情報公開を徹底。